

## 議案第1号

### 北名古屋市個人情報保護条例等の一部改正について

北名古屋市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用部分等の条文整理を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(北名古屋市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 北名古屋市個人情報保護条例（平成18年北名古屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第34条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(北名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年北名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第33条に次の各号を加える改正規定中

「(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）」を

「(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外ものに限る。）」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成29年5月30日から施行する。